



自己資本の充実の状況

1. 自己資本調達の手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,069	7,269
うち、出資金および資本剰余金の額	672	676
うち、利益剰余金の額	6,416	6,611
うち、外部流出予定額 (△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	△ 5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	68	56
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	68	56
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	23	—
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	7,161	7,326
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	3	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	24
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (B)	10	31
自己資本		
自己資本の額 (C) [(A) - (B)]	7,150	7,294
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,765	64,910
資産（オン・バランス）項目	63,536	64,709
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	79	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 435	—
うち、上記以外に該当するものの額	514	—
オフ・バランス取引等項目	229	200
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,446	3,547
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	67,211	68,458
自己資本比率		
自己資本比率 (C) ÷ (D)	10.63%	10.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しています。なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づく業務推進を通じ、その利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計(A)	63,765	2,550	64,910	2,596
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	59,495	2,379	60,702	2,428
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	556	22	516	20
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	13,159	526	12,195	487
法人等向け	17,564	702	19,639	785
中小企業等向けおよび個人向け	12,657	506	12,567	502
抵当権付住宅ローン	2,918	116	2,871	114
不動産取得等事業向け	3,485	139	3,439	137
3月以上延滞等	183	7	119	4
取立未済手形	5	0	11	0
信用保証協会等による保証付	704	28	736	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,454	98	2,463	98
出資等のエクスポージャー	2,454	98	2,463	98
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,804	232	6,142	245
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,364	54	2,014	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	111	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,714	148	4,016	160
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,190	167	4,207	168
ルック・スルー方式	4,190	167	4,207	168
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	514	20	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額(B)	3,446	137	3,547	141
単体総所要自己資本額[(A)+(B)]	67,211	2,688	68,458	2,738

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、わが国および外国の中央政府・中央銀行、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体、地方三公社、国際開発銀行、国際決済銀行のことです。
4. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関・第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本の額=単体自己資本比率の分母の額×4%



3. 信用リスクに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失することにより損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳正な与信判断を行い、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引でリスクの分散に努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別などさまざまな角度からの分析に注力しています。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は常勤理事会の審議によるなど管理強化に努めています。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを管理するとともに、高度な計測システムを導入いたしました。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等の理解と遵守を役職員に徹底していますが、さらに「クレジットポリシー」の制定・周知により信用リスクの管理徹底に努めています。また、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制としており、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当金に関する基準」に基づき、将来予想される損失額について自己査定における債務者区分ごとに算定し、適切な引当により、万に備えています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先とともに、優良担保および回収可能見込額である一般担保（不動産売却可能見込額、一般保証会社保証）を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。なお、それぞれの結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行いません。

- ・(株)格付投資情報センター ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ・フィッチレーティングスリミテッド
- ・(株)日本格付研究所 ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー								3月以上延滞 エクスポージャー		
		期末残高		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引				
										2022年度	2023年度	2022年度
国内		173,410	174,524	74,391	75,791	27,780	28,141	－	－	213	176	
国外		8,600	8,898	－	－	8,600	8,898	－	－	－	－	
地域別合計		182,011	183,423	74,391	75,791	36,381	37,039	－	－	213	176	
業種別	製造業	6,437	6,863	4,518	4,432	1,788	2,288	－	－	0	－	
	農・林業	501	528	500	528	－	－	－	－	－	0	
	漁業	6	4	5	4	－	－	－	－	－	－	
	鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	3	3	－	－	－	－	12	12	
	建設業	8,648	8,621	8,342	8,315	300	300	－	－	99	118	
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,062	5,280	2,459	2,575	2,596	2,696	－	－	－	－	
	情報通信業	451	703	237	290	200	400	－	－	－	－	
	運輸・郵便業	2,503	2,767	1,994	1,958	400	700	－	－	－	－	
	卸売・小売業	6,522	6,291	5,484	5,153	996	1,096	－	－	7	7	
	金融・保険業	72,662	71,508	553	312	8,500	8,298	－	－	－	－	
	不動産業	13,816	15,301	13,109	14,289	700	999	－	－	21	19	
	物品賃貸業	218	190	218	190	－	－	－	－	－	－	
	学術研究・専門・技術サービス業	569	505	568	505	－	－	－	－	－	－	
	宿泊業	384	385	384	384	－	－	－	－	－	－	
	飲食業	1,470	1,406	1,468	1,405	－	－	－	－	4	4	
	生活関連サービス・娯楽業	2,187	2,161	2,186	2,159	－	－	－	－	0	0	
	教育、学習支援業	504	465	504	464	－	－	－	－	－	－	
	医療、福祉	2,550	2,585	2,548	2,583	－	－	－	－	－	－	
	その他のサービス	2,338	2,302	1,976	1,941	302	302	－	－	0	6	
	(小計)		126,841	127,878	47,068	47,498	15,784	17,082	－	－	146	169
	地方公共団体		29,917	29,100	11,809	12,397	17,998	16,558	－	－	－	－
	個人		15,532	15,917	15,513	15,895	－	－	－	－	67	7
	その他		9,720	10,526	－	－	2,599	3,399	－	－	－	－
	業種別合計		182,011	183,423	74,391	75,791	36,381	37,039	－	－	213	176
	残存期間別	1年以内	55,675	53,030	9,787	10,420	2,600	1,227	－	－		
		1年超3年以下	11,484	10,846	5,785	5,126	2,690	1,699	－	－		
3年超5年以下		15,476	19,210	6,877	6,986	6,555	10,195	－	－			
5年超7年以下		11,298	12,413	6,165	9,290	5,114	3,114	－	－			
7年超10年以下		22,430	21,679	15,339	13,291	5,090	6,387	－	－			
10年超		48,464	48,802	30,131	30,383	14,329	14,416	－	－			
期間の定めのないもの		17,182	17,440	304	293	－	－	－	－			
残存期間別合計		182,011	183,423	74,391	75,791	36,381	37,039	－	－			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分		期別	個別貸倒引当金							貸出金償却	
			2022年度			2023年度				2022年度	2023年度
			期首残高	期中の増減額		期末残高	期首残高	期中の増減額			
増加	減少	増加		減少							
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0	9
	農・林業	—	0	—	0	0	—	0	0	—	1
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	13	—	7	5	5	71	1	75	26	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	2	—	1	1	1	—	0	0	—	—
	運輸・郵便業	—	—	—	—	—	38	—	38	—	—
	卸売・小売業	26	9	11	25	25	8	3	30	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	106	28	13	121	121	1	5	117	—	—
各種サービス業	物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	113	—	113	—	—
	宿泊業	—	60	—	60	60	—	18	41	—	—
	飲食業	7	—	4	2	2	—	0	2	—	—
	生活関連サービス・娯楽業	24	2	23	3	3	13	2	14	—	1
	教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療・福祉	14	17	—	31	31	4	—	36	—	—
	その他のサービス	6	1	4	3	3	6	0	9	0	—
(小計)		199	119	64	254	254	257	31	480	26	13
地方公共団体		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		24	18	5	37	37	72	1	108	0	0
合計		224	138	69	292	292	329	32	589	27	13

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定された地区にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
3. 貸出金償却は、貸倒引当金目的取崩額控除前の金額を記載しているため、損益計算書と金額が異なります。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイトの区分(%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	41,128	—	43,923
10%	—	11,971	—	11,872
20%	2,404	66,527	4,206	61,635
35%	—	8,339	—	8,204
50%	14,388	47	15,720	44
75%	—	12,706	—	12,311
100%	701	23,173	100	24,811
150%	—	72	—	33
250%	—	550	—	558
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	182,011		183,423	

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減(繰入れおよび取崩し)額

(単位：百万円)

	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
期首残高	82	68	547	611	629	680
当期増加額	68	56	611	623	680	680
当 期	目的使用	25	11	1	26	12
減少額	その他	57	57	611	602	668
期末残高	68	56	611	623	680	680



4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことです。

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断しています。その判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式が、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当しますが、当金庫では以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金につきましては、担保額を信用リスク削減額としています。担保額につきましては貸付債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛残残高の範囲内としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は、積立定期預金を除く定期預金及び定期積金としています。

また、信用リスク削減額につきましては、貸出金の残存期間を上回る預金は、定められたルールに基づいた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権（保証される部分に限る）につきましては、原資産および債務者のリスク・ウエイトに代えて、当該保証人のリスク・ウエイトを適用しています。個人向けエクスポージャーとして、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	2022年度		2023年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	591	8,075	567	8,151

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

①リスク管理方針および手続の概要

証券化エクスポージャーとは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーター（原資産の所有者）があります。

当金庫は、投資業務について有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

②信用リスク・アセットの額に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

④種類ごとにリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ・フィッチレーティングスリミテッド
- ・(株)日本格付研究所 ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

イ.《オリジネーターの場合》(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ.《投資家の場合》(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理方針および手順の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫は組織体制や管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、規程・事務取扱マニュアル等の整備をはじめ、それらの遵守を心がけた事務指導や研修体制の強化、事務検証などにより、事務の堅確化および事故防止に努めています。

システム・リスクのシステムに関しては、一般社団法人しんきん共同センターのシステムに加盟し、センターのシステムを利用することにより安定した業務遂行に努めています。また、セキュリティ管理に関する規程等の整備や承認手順についても適切な運用を図っています。

その他のオペレーショナル・リスクの管理につきましては、そのリスクが顕在化した場合、迅速かつ適切な対応により、その沈静化と事態の収拾を図り、生じた影響を最小限にとどめるための適切なリスク管理態勢の構築に努めています。

オペレーショナル・リスクにつきましては、本部連絡協議会等において検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告態勢を整備しています。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。



8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

上場株式等の価格変動に伴うリスク認識につきましては、時価評価および「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況を含め、定期的にALM委員会に報告しています。株式など市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク、いわゆる価格変動リスクの算出は、一定の株価変動を想定したリスク量の計測を行っています。

一方、非上場株式や投資事業有限責任組合等への出資に関しましては、「資金運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

なお、上記取引等にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,057	1,057	1,300	1,300
非上場株式等	2,924	2,924	3,209	3,209
合 計	3,982	3,982	4,509	4,509

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 「上場株式等」は、上場REITおよび信金中央金庫の優先出資証券を含んでいます。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	559	806

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	19,132	16,714
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理方法および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫は、定期的に金利リスクの評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムなどにより計測を行い、ALM委員会等で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

以下の定義に基づいてリスク算定しています。

- 計測方法 再評価方式
- コア預金 対象 流動性預金（当座、普通、貯蓄等）
- 算定方法 ①過去5年の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50% 相当額、以上3つのうち最小の額を上限とする。
- 流動性預金への満期割り当て方法およびその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用
- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提を採用
- 金利感応資産・負債 貸出金、有価証券、預け金、定期性預金、流動性預金、その他
- リスク計測の頻度 3月、6月、9月、12月の3か月毎

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,422	3,316	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	235	249
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,422	3,316	235	249
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,294		7,150	

11. 信用集中リスク(大口与信リスク顕在化の影響額)に関する事項

信用集中リスクは、大口与信先(1億円以上)のうち、要管理以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となった場合に、現状の自己資本比率に与える影響を測るものです。

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
自己資本(A)	7,150	7,294
大口要管理以下非保全額(B)	49	185
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	7,100	7,109
リスク・アセット等(D)	67,211	68,458
自己資本比率	10.63%	10.65%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(E)=(C)÷(D)×100	10.56%	10.38%

このシミュレーションの結果、2023年度の自己資本比率は10.65%から10.38%へ低下することになりますが、国内だけで営業する金融機関に求められる自己資本比率4%を大幅に上回っておりますので、経営への影響は僅少であると言えます。